

第202200227369号
令和5年3月14日

一般社団法人鳥取県建設業協会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会長
一般社団法人鳥取県電業協会長
一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部長
一般社団法人鳥取県警備業協会会長
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会長
一般社団法人鳥取県設備設計事務所協会長
部落解放鳥取県企業連合会理事長
境港管理組合港湾管理委員会事務局長
鳥取県住宅供給公社事務局長
各市町村長

様

鳥取県会計管理局工事検査課長
(公印省略)

工事検査Q&Aの策定について（通知）

工事成績評価にあたっては、意見交換の場等で受注者の皆様からいただいた意見や質問等を踏まえて、評価業務に取り組んできたところですが、これまでの意見や質問等に対する回答を取りまとめた「工事検査Q&A」を別添のとおり策定しましたのでご承知ください。

（担当：工事検査課 横山 電話 0857-26-7068）

工事検査 Q&A

番号	事項	質 問	回 答	関連規則・根拠等
1	検査までの期間	県は完成した旨の通知を受けた日から14日以内に工事の完成を確認するための検査を行わなければならないが、検査日が14日目で日曜日または祝日の場合、翌日に検査することができるか。	受注者からの完成届の受領後、手直し期間5日(検査日算入)を含む14日以内に検査を行うことを基本としています。やむを得ず、検査期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日であるときは、その翌日が末日となります。 (検査実施期間は受注者からの完成届の受領日から実質10日以内) 注)この場合の休日には、土曜日は含みません。また、1月2日～3日は含まれますが、12月29日～31日は含みません。	・鳥取県建設工事検査規程第9条の2、第10条関係) ・工事請負契約約款第31条(検査及び引渡し) ・政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第4条第1項 ・行政機関の休日に関する法律第2条 ・民法142条(期間満了の特定)
2	検査の立会いが困難な場合	検査当日、急遽、体調不良や弔事等で主任技術者等が検査に立会い出来なくなった場合はどうすれば良いのか。	やむを得ない理由により、主任技術者が立ち会えない時は、理由を記した協議書(欠席届)を発注者の承諾を得て、代理の技術者を立ち合わせてください。 この場合、発注者は代理の技術者が工事内容の説明ができる者である事を確認のうえ、承諾することとしています。	・鳥取県建設工事検査規程第8条、11条 ・「鳥取県建設工事検査規程等の運用について」第1六
3	検査中止の申し出	工事検査開始後に、発注者又は受注者もしくは両方からの検査の中止の申し出は認められるか。	工事検査の開始を宣言した以降に検査を中止することは出来ません。 ただし、異常な天然現象又は事故等が発生し、検査の続行が困難となった場合は、検査員は工事検査規程に基づき、会計管理者等に報告のうえ、検査日の変更等を行うものとしています。 なお、検査開始前にあっては、検査の立会人が立ち会わない等などの理由により検査の実施が困難な場合も同様に検査を中止することとしています。 検査の立会人(2名): 受注者若しくはその代理人又は現場代理人 主任技術者又は監理技術者	・鳥取県建設工事検査規程第11条 ・鳥取県建設工事検査規程第8条
4	工事検査時の書類等の不足	工事関係書類を忘れたりした場合、指摘を受けた写真がその場で提示できない場合等、検査後でも提出して認めてもらうことはできないのか。	検査会場に持ち込まれた資料により検査することを原則としていますので、万が一資料等を忘れた場合であっても、検査が終了するまでに提示するようにしてください。検査後の提示は認めていません。 なお、検査中に提示したとしても、写真を付け忘れたのでカメラに保存されたデータを出力して追加するとか、管理図表を付け忘れたのでパソコンに保存されたデータを出力して追加したような場合も認められませんのでご注意ください。 また、その場で写真等が提示できない、あるいは手間取っている場合は、『書類の整理』(Ⅱ 配置技術者－5))という項目で指摘の対象となり得ますので、念のため申し添えます。	工事成績評価様式(審査項目別運用表) ・様式土3－1①
5	指摘票への対応	工事検査で指摘事項があった場合はどうすればよいのか。	工事が契約書等に適合せず、軽微な手直しが必要と認める場合には、検査員はその内容を「指摘票」により監督員等に指摘します。 これは、完成した工事目的物が所定の出来形及び品質管理基準を満たしていないと判断される場合ですので、工事目的物を引き受ける発注者に対して、意見とその対応を求めるものです。 その後の対応は発注者の指示に従ってください。 なお、「軽微な手直し」とは、検査の日から起算して5日以内で、かつ完成通知を受理した日から14日以内に手直しが完了すると見込まれるものです。	鳥取県建設工事検査規程第9条の2
6	中間検査の実施時期	中間検査の実施について、現場の工程が立て込んだり、タイミングが合わないなどの理由で省略することはできないか。	「鳥取県建設工事検査規程等の運用について」第1二により中間検査を要しないこととされている工事以外の工事は、中間検査を行わなければならないとされています。 中間検査は、施工途中段階で施工上重要な部分について設計図書との適合を確認し、手戻りをなくすなどの目的があり、工事の適正な執行を確保するための重要な検査です。 中間検査の時期についても、同運用の別表により明示されていますので、当初から施工計画書等に中間検査の時期を明記しておくなど、時期を選しないように注意してください。	・鳥取県建設工事検査規程等の運用について」第1二

工事検査 Q&A

番号	事項	質 問	回 答	関連規則・根拠等
7	中間検査の範囲	中間検査の際に当日の検査の範囲が明確で無く、施工管理が途中段階のものや、出来形が未整理のものまで検査されると不利になると思うが。	検査員は、中間検査の範囲を受験カードの出来形率に相当する範囲である事を検査開始時に告げ、出来形報告書を基にして検査の対象となる範囲の説明を求めるなど、検査員、発注者及び受注者の共通認識のもとで検査を行うようにしています。 検査の範囲に特段の事情があり、評価に大きく影響する場合は、検査開始時に検査員へ申し出てください。 なお、出来ばえ・出来形において、型枠が残存しており確認が困難な場合等は、中間時の評価を保留し、完成検査時に再度評価をしています。	・土木工事施工管理ハンドブック 特記事項 P.12～18
8	中間検査時の書類の再確認	中間検査時で見た書類を完成検査に見返すのはなぜか。 中間検査時に見た書類は完成検査に見ないということになっているはずではないか。	基本的に中間時の書類を完成検査時に見返すことはありませんが、中間検査時の指摘事項の改善状況を確認するため、あるいは、中間検査時の検査員が異なる場合や、完成時の工種と中間時の工種が一部共通である場合には、検査の過程で見返す場合もあります。	
9	中間検査以降の評価	中間検査時に指摘を受け、完成検査時には是正されていてもそれが考慮されない。つまり是正してもしなくても同じ評価というのはおかしいのではないか。 中間検査時に指摘があり、それ以降は改善されていたならば、完成検査時はそれを反映した評価にすべきと考えるがどうか。	中間検査時に、それ以前に行うべきことについて指摘を受けたものについては、指摘を受けてからは正しても、原則評価できません。逆に中間検査以降行うべきことについて指摘を受け、それを是正しそれ以降の工事に適切に反映されたものは、完成検査で評価しています。 また、総括監督員の評価においては、中間検査時以前に遡って改善できない管理不足等の指摘を除き、軽微な書類の記載不備等が、中間検査以降に是正され、完成時に工事完成図書として整っていれば、完成検査で評価しています。	
10	検査後の再評価	工事検査後に検査書類を持ち帰り、書類を入念に見て点数をつける事は答弁の余地がなく、不公平と思うがどうか。	基本的に検査時に指摘した項目については、検査中に考査項目別運用表等に記載し、それ以外の項目について、後で思い直して評価をしたりすることが無いよう、また検査後に受注者に対し説明を求めないこととしています。 しかし、工種によっては限られた時間内にすべてを確認することは困難なこともあるので、評価に影響する重大な見落としがあった場合は、発注者に確認のうえ工事関係書類を再度確認し評価する場合があります。 検査員は、検査終了時に検査内容について総括することとしていますので、検査内容に疑問点があれば、受注者から検査員に対して説明を求めるなどコミュニケーションをとることによって相互理解を深めていきたいと考えています。	
11	総括検査員の評価の修正	総括監督員が評価されたものが、検査員の方で修正が入ることがよくあるが、日頃の技術者や受注業者のプロセスに対する評価でもある為極力、修正を入れるべきではないのではないか。	工事検査は総括監督員及び検査員により行いますが、公平かつ的確な評価を行うため、一連の検査を通じて総合的に評価することとしていますので、場合によっては評価内容の審査や決裁の段階で総括監督員の評価を見直すことがあります。 特に、総括監督員の評価と検査員の評価に明らかな矛盾点がある場合は、公正・公平の観点から修正を必要とするため、適宜、総括監督員と協議のうえ、確認を受け修正しています。	

工事検査 Q&A

番号	事項	質 問	回 答	関連規則・根拠等
12	検査項目別運用表	「工事成績評定の検査項目別運用表」の評価項目を細分して、どんな書類を作成すれば良いか記載されないか。	「工事成績評定の検査項目別運用表」(以降、運用表と表記)は、各工種毎に成績評定の根拠となる確認項目を取りまとめたものですが、評価にあたっては共通仕様書及び各種要綱・要領・基準等(以降、共通仕様書等と表記)に基づき適切に施工・管理が行われているか多岐にわたって確認しています。 このため、共通仕様書等に規定のあるすべての項目をすべての工種について細分化して運用表に記載することや、どんな書類を作成すればよいか記載することは内容が膨大となり、困難であると考えています。 また、共通仕様書等については改定、新規の基準設定等が順次行われるため、その都度、それらすべてを運用表に反映することは困難です。 このため、工事の施工・管理にあたっては最新の共通仕様書等をご確認の上、それに基づき適切に実施していただきますようお願いします。	
13	工種毎の配点	今の検査体制では、メインの工種がよくてもサブの工種が悪いと、サブの方で点が決まってしまう。メインとサブの比率で配点ができないか。(例えば、メイン70%、サブ30%)	検査時には全ての工種について、可否の検査を行います。出来形のばらつき、品質及び出来ばえの評定は、そのうち主たる工種(通常3工種程度)及び重要な工種を選定し評定を行っています。品質及び出来ばえの評定はその中で一番評定の低いものを採用しています。 建設工事は一品生産で、各工種の構成比率が低くても工事の目的上、重要な工種がある場合もあり、一定の構成比率ですべての工事を評価することは困難と考えています。	
14	主たる工種	その工事に含まれる全ての工種を評価するのではなく、主たる工種を決めて、それだけの評価してほしい。 可否については全ての工種が対象となるが、全ての工種を評価対象とすると、評価のための書類を多く作ることで、書類の減量化にならない。	検査時には全ての工種について、可否の検査を行います。出来形のばらつき、品質及び出来ばえの評定は、そのうち主たる工種(通常3工種程度)及び重要な工種を選定し評定を行っています。品質及び出来ばえの評定はその中で一番評定の低いものを採用しています。 工事の評定には、工事資料が不足なく簡潔に整理されているかどうかを評価する項目があり、必要以上の資料を準備しても評価されません。資料を簡潔にまとめていただくことで、無駄な作業を減らすことを心がけていただきたいと思います。	
15	小規模工種の評価	チェックリストの該当項目が、道路改良工事のように小規模で多項目に及ぶ場合、すべての項目で評価されるのか(たとえば工事①擁壁工100m植生工1000㎡と工事②擁壁工2m植生工5㎡)また、主工種にて評価されるのか?(*同工事の内小規模な工種は評価適用除外とかあっても良いのでは?)(主たる工種を決めて検査してはどうか)	検査時には全ての工種について、可否の検査を行います。出来形のばらつき、品質及び出来ばえの評定は、そのうち主たる工種(通常3工種程度)及び重要な工種で評定を行っています。	
16	雑工事に対する指摘	主要工種以外の雑工事のようなものに必要以上に細かく指摘するのはなぜか。	主要工種以外の雑工種であっても契約図面に形状寸法や仕様が示されている場合には、可否判断のため内容によっては指摘させていただくことが必要であると考えます。	
17	施工計画書	検査時に施工計画書に擦り付け工の石積工・張芝の施工方法、施工管理がないと指摘を受けることがある。擦り付け工などのようにわずかな施工面積に対してでも施工方法、施工管理を求める必要があるのか。	共通仕様書では、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。」と記載されており、擦り付け工等も工事目的物であるため、主たる工種でなくても施工計画書に施工方法・施工管理について記載する必要があります。	

工事検査 Q&A

番号	事項	質 問	回 答	関連規則・根拠等
18	下請けの作業成果	「下請けの作業成果が元請けにより確認されている。」に関し、どの程度の確認資料が必要となるのか。 元請けが工程、測量、出来形検測、品質管理を全て行っている場合、下請け部分の出来形の確認資料(図面等)や写真(出来形確認状況)等は必要ないのではないか。(月別の支払い金額がわかればよいのでは)	1件あたり500万円以上の下請契約を対象に下請の作業成果(出来形等)に対して元請け自ら確認し、引渡し(完成)がなされているか、書面によりチェックすることとしています。 これは、建設業法第24条の4に係る元請負人の検査及び引き渡しを確認するものです。従って、月ごとの支払い状況が分かれば良いものではありません。	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-1① ・建設業法第24条の4 1 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から二十日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。
19	施工体制	不備がないのにa評価とならないことがある。検査中はチェックされていたのに、後で減点されるのか。	施工体制の評価項目の中には「加点項目」があり、該当しない場合は評価しないため、不備がなくてもa評価とならないことがあります。 また、工事検査は、総括監督員及び検査員により行いますが、公平かつ的確な評定を行うため、一連の検査を通じて総合的に評定することとしていますので、場合によっては評定内容の審査や決裁の段階で総括監督員の評価を見直すことがあります。	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-1①、3-2①
20	設計図書の照査	工事請負契約書第18条に基づき照査を実施するが、設計照査を行っているのであれば評価をするべきではないか。	照査の結果、設計図書と現場との相違があった場合あるいは設計図書に計上されていない項目があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っているかの視点で判断し評価します。また、照査を実施していない、対応が必要な場合に、未実施・対応が不明であれば評価なしとなります。なお、設計図書と一致していて、対応措置の必要もなければ、仕様書の規定により資料等を提出する必要がないため、項目削除としています。	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-1①、3-2① 土木工事施工管理ハンドブックP1-5 1-1-1-3
21	書類の簡素化	働き方改革の観点から工事関係書類を簡素化されたい。 写真管理の挿絵等は全てで必要か。 工事検査時に、それまで担当者と交わした協議書や承諾書、段階確認等の内容について、なぜ意見するのか。	工事検査にあたっては、県土整備部から通知されている、「共通仕様書」、「工事資料の簡素化等について」や「土木工事書類作成Q&A」等に従い、必要以上の工事資料を検査時に求めています。 なお、従来から工事関係資料に関して、検査時には、評価に係るコメントと、評価に係わらない意見等を受発注者に誤解を招かず明確に理解していただけるように説明することとしています。 土木工事施工管理基準の写真管理「2-9撮影の留意事項」(P13-174)に記載してあるとおり、撮影箇所が分かりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を工事写真帳に添付することとなっています。全てで必要ということではありません。 発注者、受注者双方が既に協議・承諾した内容であっても、契約書、仕様書及び設計書その他の基準に則さないなどの不備があった場合は、受注者に対しても、品質等の向上の観点から、意見することもあります。	
22	地元調整・創意工夫等の評価	地元調整・創意工夫などの評価が低いと感じられる。現場条件の変化の対応、要望などの問題へ対応するには施工担当者の経験や技術力がないと難しいと思う。その問題への対応を円滑に処理したからこそその工事完成であるが、評価されないケースが多々ある。別項目等でも良いので、評価をする事は出来ないか。	現場条件の変化の対応、要望などの問題へ対応については、創意工夫等の検査項目の評価とは別に、1. 施工体制 II. 配置技術者や2. 施工状況 I. 施工管理、II. 工程管理、IV. 対外関係の検査項目の中で評価しています。この場合、創意工夫等と重複して評価はしないこととしています。 また、創意工夫等については、原則自ら立案し実施したものを評定対象としていますので、特定の地元要望への対応や既製品を単に使用した等は評定対象としていません。	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-1①②③、3-7②

工事検査 Q&A

番号	事項	質 問	回 答	関連規則・根拠等
23	配置技術者の評価 (施工上の課題)	「施工体制、Ⅱ.配置技術者 7)施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。」とあるが、どのような場合が該当しチェックが入るのか。	当初施工計画時から、当該現場固有の施工上の課題を把握し、計画的に対応したかが視点であり、施工計画書に具体的な対応方法が記載され、それが現場に適切に反映され、対応に効果がある場合に評価しています。 評価の具体例としては、作業環境(騒音発生、振動発生、粉じん飛散、坑内作業の換気、酸欠の危険のある現場等)、地質(軟弱地盤等)であり、施工上の課題となる条件について施工計画書に記載し、適切に対応できれば評価しています。	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-1①、3-2①
24	配置技術者	ある現場で発注図書と現場の確認がなかなか出来ていなくて、協議書を30項目提出した。軽微な変更でも協議書を作成して提出した。検査で使用するチェックリストの中で加点項目でもある「主任技術者が技術的な根拠に基づいて判断し、自ら協議して良好な施工が行われている」にチェックを入れるために協議するが、書類の作成に膨大な時間を費やすため、加点項目の見直しを行うべきではないか。	当該項目は、施工上の課題等について、標準的な施工では対応できない場合、的確な技術的判断のもと施工に反映させ、手戻りや手直しがなかった場合に評価するものであり、協議書の件数等で評価するものではありません。	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-1①、3-2①
25	搬入材料の検収	搬入材料の検収で、車両荷台上での数量や寸法の検測について材料検収について、荷台にての数量チェックが何故いけないのか？	建設工事請負契約書13条4項で、「受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外へ搬出してはならない。」とあり、現場外へ持ち出される可能性のあるトラックの荷台で検収しても評価しないことにしています。 ただし、監督員の承諾があれば荷台での検収も可能ですので、監督員が荷台で数量確認をしている場合や、文書で承諾を得ている場合、もしくは、片側通行のためユニック等で、到着後に荷台から直接製品を設置することが明らかな場合などは、評価します。	・建設工事請負契約書13条4項
26	現場条件の変化	施工条件、現場条件の変化への対応とあるが、変化がなかったらチェックが入らない。ない場合は、対象から外さないのか。	「現場条件の変化への対応」については、現場条件の変化の有無の判断が重要なポイントとなるため○印(削除項目)ではなく評価対象項目としています。 一方、単純に判断できる項目、例えば、県内産資材の有無や建設副産物の有無などは削除項目としています。	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-1②、3-2②
27	工程管理	審査項目別運用表によると、加点項目である「現場条件の変化への対応」が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない」とあるが、災害等及び地元トラブルが起きない限り現場条件の変更など無いような気がするが、どのような場合が加点なのか。	当該項目は作業環境、地形・地質及び気象条件等の現場の施工条件の変化に応じ、速やかに適切な工事を進めたかどうかを評価する項目です。これは、設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じた場合にその状況・対応について総合的に評価するものです。(ブロック積基礎の岩着への変更、河川内の水替え工の水没等はこれにあたりませんが、工事区間全般にわたって当初想定されていなかった支障となる地下埋設物が見つかった場合や、想定をはるかに超える、軟弱地盤、地質の悪さへの対応として、施工管理や工程管理に相当の労力等を要した場合は該当すると考えられます。)	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-1②、3-2②
28	工程管理	工期内に工事が完了し、工事も計画通りに進み地元との対応、調整も問題なく、工程管理をし、減点の要素がないはずなのにa評価とならないことがある。	工程管理には、現場条件の変更への対応や工事進ちょくを早めるための対策を計画し成果が認められる場合のみ評価する「加点項目」があり、該当する事項がない場合は評価しないため、a評価とならないこともあります。	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-1②、3-2②

工事検査 Q&A

番号	事項	質 問	回 答	関連規則・根拠等
29	保安施設	総括監督員の検査項目に「保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている」があるが、保安施設設置基準に基づく工事のみを評価対象とするのか、河川、砂防等の工事で工食用道路として使用する道路上の工事看板等は適用となるのか。	保安施設設置基準(道路工事「道路占用工事に係るものを含む」、建設工事公衆災害防止対策要綱(道路敷に又は道路敷に接して作業場を設けて土木工事を施工する場合)に該当する場合に評価対象とします。 公衆に係わる区域以外での工事で河川、砂防工事等の工食用道路として使用する道路上の看板等は、上記基準に該当しないため項目削除としています。	・保安施設設置基準 (土木工事施工管理ハンドブック19-69参照) 建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事施工管理ハンドブック19-55参照)
30	埋設物及び架空線に関する取組	公益占用物件等への事故防止対策により報告書及び計画書の提出が必要となったが、工事成績評定の安全対策における埋設物及び架空線に関する事故防止対策の取り組みとして評価されるようになるのか。	工事履行場所における地下埋設物及び架空線等(以下「地下埋設物等」)の事前調査を行い「事前調査結果報告書」、「接触・切断等事故防止対策計画書」により調査結果を報告することとされていることについて、事故防止対策の取り組みとして評価されるかのことですが、施工影響範囲(主要道路から現場までの進入路含む。)の地下埋設物等の事前確認、関係者の聞き取りや立会により保安措置の判断を行ったうえで「事前調査結果報告書」、「接触・切断等事故防止対策計画書」を監督員に提出すれば評価します。なお、事前確認の結果、保安措置の必要が無い場合でも提出されていれば評価します。	工事成績評定様式(考査項目別運用表) ・様式土3-1③、3-2③ 土木工事施工管理ハンドブック特記事項P.12-4
31	対外関係	考査項目別運用表によると、「地元との調整を行うなど十分な配慮を行って施工している」とあるが、工事開始前の地元挨拶、工事期間中の地元調整、トラブルがあった場合の対応などをして、打合せ記録簿にも内容を残しているが、なかなか評価されない。加点項目なので、どこまで実施対応すれば良いのか。	当該項目は、加点項目となっており、他の模範となるほど質が高い場合に評価すべきであり、通常行うべき配慮については評価はしません。以下の項目が適切に実施されている状況を確認の上、評価します。 ・施工にあたり、地元調整や立会を綿密に行い、施工影響の課題や問題点を聞き取ることが出来ており、配慮を怠らないなど、地元住民と良好な関係を築いている。 ・地域住民等と施工上の必要な交渉を自らの責任において行い、後日紛争にならないように文書を取り交わす等明確にしている。 ・発注者に依存せず率先して土地所有者や区長等と直接交渉を行い、工事施工に付随する問題を解決した。(濁水、騒音、振動の影響等) なお、加点項目であることから、調整の相手方の数や調整回数、調整内容の難易度等を勘案し、評価の是非を判断しています。	工事成績評定様式(考査項目別運用表) ・様式土3-1③、3-2③
32	段階確認の内容	・段階確認の有効活用について(完成検査の簡素化) 現在、監督員による段階確認が実施されてるが、再度、完成検査で段階確認の内容について事細かに確認されるので、段階確認に係る検査内容の簡素化ができないか。 国交省の現場では、受注者が作成する出来形管理資料への手書きの入力で良く、段階確認用の新たな資料は不要となっている。又、写真も監督員が臨場した場合の状況写真は不要になっている。 ＜完成検査の事例＞ ○路床・路盤のブルフローリング試験など立会者の位置が確認しているように見える写真を求められる。 ○鉄筋搬入時や鉄筋組立は、全数量がわかるように写真をとって下さいと指摘を受ける。段階確認時に監督員が立会した場合は、そのような指摘は不要ではないか。	鳥取県建設工事検査基準によると、施工管理状況の検査の要件として、段階確認の適正な実施等に留意しながら検査を行うこととなっており、検査の観点から段階確認の内容について確認することは必要と考えています。 また、段階確認の資料は、仕様書では監督員等の確認を受けた書面を監督員に提出することとなっており、受注者が作成した出来形管理資料へ手書きで記入したものでよく、監督員の臨場状況の写真については不要ですが、不可視部分の出来形管理写真は必要です。 ブルフローリングの事例は、どのような立会状況写真だったかわかりませんが、位置まで示す必要はなく、少なくとも、ローラーと一緒に歩き、地盤の変状を確認している等、ブルフローリングの立会を行っていることがわかる写真であればよいと考えます。 鉄筋の事例についての指摘は、監督員の確認が行われていれば不要と思われます。	

工事検査 Q&A

番号	事項	質 問	回 答	関連規則・根拠等
33	特殊工事のチェック項目	特殊工事でチェック項目がない工種は、事前にチェック項目を受注者に契約後に公表したうえで、検査を願いたいでしょうか。	特殊工事でチェック項目がない工種で適用する運用表は、施工計画書や土木施工管理基準、その他設計書に定められた特記仕様書や試験項目等を参考に、検査員自らが作成するものです。 工事の施工管理は、検査のチェック項目に従って行うものでなく、また、検査は一品生産物である工事の設計図書との適合を施工プロセスとともに最終的に確認するものであり、これに従い評価項目を決定しますので、事前に運用表を公表することは困難です。 ただし、検査後の結果により運用表を作成することは、公正な検査とは言えないため、検査開始前に受注者に評価内容を示すこととしています。	
34	出来形管理図表	出来形の評価のうち「出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。」の項目で、他工種等の準用は評価しないことと聞いているが、監督員と協議の上で他工種を準用することしたようなものは評価できないのか。	この項目は、加点点項目であり、監督員と協議したとはいえ、他工種やカタログを準用するなど容易に決められるものは評価していません。受注者が新工種や特殊な工事などについて基準を研究し、技術的な根拠に基づいて検討した結果を元に協議し、管理しているものを評価しています。	・検査項目別運用表 (様式土3-4⑨)
35	写真の撮り方	出来形管理写真の撮り方で目盛り尺を直角で取らないと認められないと指摘を受けました。現場条件で直角に取れない場合もあるので、寸法が分かれば良いと思う。	写真の撮り方については、「土木工事施工管理基準第5章写真管理実施要領」に記載されています。 正確に尺を読み取った位置、高さでの写真撮影をお願いします。 ○参考：同要領1(5)ア、(ウ) 地形等との関係上どうしても鋭角でないと撮れない場合でも、極く薄いあて木を用いるとか、水系を張る等の工夫をすれば、撮影角度による誤差のない写真をとることができます。	工事成績評定様式(考査項目別運用表) ・様式土3-3、3-4 土木工事施工管理基準第5章写真管理実施要領 ・土木工事施工管理ハンドブックP.13-219
36	打継ぎ目処理と面取り	「□8) コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理、面取りが適切に行われていることが確認できる。」(それ以外も含めて)は、ブロック積み・張りに対する確認か。これらの事項は仕様書に記載されていない事項であり、ブロック積み・張り工は対象外だと思うが。	ブロック積工での打継ぎ目処理、面取りのチェック項目ですが、 ①ブロック基礎などの伸縮継目(目地材厚1cm、施工間隔10mなど) ②打継ぎ処理(既設打ち継ぎ時や小口止工などの小構造物の打ち継ぎ等) ③コンクリート投入面の清掃等(水分、ゴミ除去、湿潤状態など) ④小口止工などの型枠を使用する際の面取りを確認する項目ですので、ブロック積みであっても対象としています。 (ただし、上記に該当しない場合は項目削除) 打継ぎ目については、土木工事施工管理ハンドブックP1-53、型枠使用時の面取りについては、P1-58に記載があります。 ブロック積みであっても、コンクリートや型枠を使用しますので型枠締め付け材を表面に残さない、Pコン孔の補修などの配慮も必要です。	工事成績評定様式(考査項目別運用表) ・様式土3-5(3)
37	乳剤散布の総量管理	乳剤散布量の検収方法は、散布時の検収マットだけで良いのか？	検収方法は、検収マットによる単位面積当たりの散布量及び日毎・施工区域毎の使用総量についても確認を行います。 (検収マットによる単位面積当たりの散布量は、あくまで散布機械のキャリブレーションです。)	

工事検査 Q&A

番号	事項	質 問	回 答	関連規則・根拠等
38	品質(出来ばえ)	重力式擁壁等の構造物で、勾配のある擁壁表面の気泡が出来映え評価を悪くするのはわかるが、コンクリートの締固めが十分でないからと判断される場合があるがなぜか。	品質は、品質管理資料や写真等の書面による検査だけでなく、現地における確認と合わせて適否の判定を行うこととしています。 従って出来ばえの状況が著しく粗雑である場合や問題となる箇所が広範囲に及ぶ場合などは、施工計画書や仕様書等に基づいた施工管理がなされていないとして品質を評定することもあります。 例えば、コンクリート構造物で大きな気泡が広範囲に及ぶような出来ばえであれば、コンクリートの耐久性が劣ると考えられ、仕様書等に基づいた施工がなされていないとして品質を評定します。	
39	出来ばえの評価	完成検査時に検査員より、出来映えの評価について、主たる工種を評価対象とし、その他の雑工種は評価対象とはしないとの回答をされた。 主たる工種が不可視部分となる場合は、埋戻し前の写真等で評価し、竣工後の外観・美観は評価対象にはならないとのことだった。 施工者側としては、外観として竣工後に見える部分については、美観等について特に留意して施工しており、一切評価に値しないというのは如何なか。	竣工後に見える部分の出来ばえにご配慮いただくことは重要なことと考えています。 しかしながら、評価内容の統一性・公平性を保つため、多工種複合工種については、出来形のばらつき、品質・出来ばえについて、、原則として不可視部となる工種も含めて、主たる工種と重要な工種について評価することとしています。	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-6
40	工事特性	・工事特性に「施工箇所が広範囲にわたる工事」とありますがどのような場合が考えられますか。	「施工箇所が広範囲にわたる工事」の範囲については、標識・照明灯設置工事のような維持的・短期の工事を除き、それぞれ対応の仮設等の現場管理が複数箇所です同時並行して実施される場合が考えられ、距離としては別々の大きな谷の奥で同時並行して現場管理を実施する場合が考えられますが、各工事の位置関係・内容・規模・個所数を総合的に判断して評価します。	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-10①②
41	創意工夫	お金をかけて創意工夫するのは違うと思うがどうか。	創意工夫は、施工に当たり、品質・出来ばえ・安全・環境面等に関して、よりよいものにするために受注者独自の発想やノウハウにより工夫した内容とその成果・結果に特筆すべき便益があった場合に加点評価するものです。 従って、お金をかけた不必要なグレードアップや単に市販品を導入・使用しただけのもの、一般化しているものについては原則として評価していません。 経費をかけなくても、現場毎に受注者の発想で成果が認められれば評価した例もあります。(例えば、現場での伐木を利用して、土留めや水切工、作業階段を設置した等)	工事成績評定様式(審査項目別運用表) ・様式土3-7②
42	創意工夫	ICT建機による施工について、受注者希望の場合は希望を表明して施工計画に反映させているが、これを、加点対象とするためには工事検査書類の中で創意工夫の書類も作成(施工計画書を複写したものを添付)しなくてはならないのか。	ICT活用工事を実施する場合、ICT活用工事特記仕様書に基づき施工計画書の作成が必要となります。 その上で検査時に、創意工夫としてICTに係る加点を希望される場合、施工計画書どおりに実施されたことを確認する必要があり、実施状況が分かる資料の提出を求めています。 創意工夫等の資料に施工計画書の複写を改めて添付して提出する必要はなく、実施したことがわかる必要最小限の資料を添付していただければ結構です。 提出する目的が異なるため、各々の提出が必要となります。 同様に、特記仕様書等で発注者が対応を求める事項が工事特性、地域貢献の評価項目に該当する場合でかつ加点を希望する場合は、創意工夫等の資料の提出が必要となります。	

工事検査 Q&A

番号	事項	質 問	回 答	関連規則・根拠等
43	創意工夫・社会性等	新技術を活用して報告書を提出しても、評価してもらえないことがある。基準等があれば開示しないのか。	創意工夫は、施工に当たり、品質・出来ばえ・安全・環境面等に関して、よりよいものにするために受注者独自の発想やノウハウにより工夫した内容とその成果・結果に特筆すべき効果があった場合に加点評価するものです。 従って、お金をかけた不必要なグレードアップや単に市販品を導入・使用しただけのもの、一般化しているものについては原則として評価していません。 創意工夫、社会性等の評価は、記述内容が下記に該当するかしないかで判断し、評価の可否を決定していますので参考にしてください。 (1) 評価する場合 ・創意工夫は、成果・結果が特に評価でき、品質等の向上が明らかに確認できるものであること ・社会性は、対象が現場の地先（地域）あるいは関係ルート上での社会貢献であり、かつ対象が個人ではないこと (2) 評価しない場合 ・成果が具体的に説明されてないもの ・新工法・新技術・新材料を採用しただけで、成果が記載されてないもの ・金品提供 ・サービス工事（発注者が設計に計上すべき工事） ・総括監督員が評価したもの ・設計計上してあるもの（諸経費に「現場環境改善費」が計上されている等） ・特記仕様書、共通仕様、基準書に記載されたもの（ただし、考査項目別運用表で工夫事項としている項目は評価の対象とする）	
44	創意工夫・社会性等	サービス工事、材料のグレードアップは創意工夫・社会性等の加点対象となるか。	いわゆるサービス工事（本来、発注者が設計書に計上すべき内容）は、評価の対象としていません。 また、使用材料の単純なグレードアップ（具体的な目的や効果が不明確、単に使用しただけのもの）についても、評価対象とはしていません。 これは、評価のための設計外のサービス工事や設計を超える品質の要求（グレードアップ）などの風潮を作り上げる恐れがあるためです。	
45	地域貢献	地域貢献も、体日に出勤してイベントに参加しないと評価されない。働き方改革とは逆行すると思うがいかなものか。	地域貢献のため休日出勤を求めているわけではありません。休日のイベント参加以外についても評価の対象になり得ます。	工事成績評定様式（考査項目別運用表） ・様式土3-7③
46	地域貢献	「地域貢献」に関し、加点事例集的な具体的な資料を公表しないのか。	建設工事は、設計図書による一品生産であり、さまざまな状況の下で行われるものであるため、地域貢献などの具体的事例等は一律の基準で評定するのではなく、それぞれの現場ごとに異なる社会的背景などを考慮しながら、ケースバイケースで評価すべき性質のものです。 従ってこれを広く公表することは、評価の趣旨になじまないため行っていません。 なお、地域貢献の具体的事例を公開することは、各社の独自の実績を公開することとなり、地域貢献に対する独自の発想を阻害することにも繋がるため公開できません。	工事成績評定様式（考査項目別運用表） ・様式土3-7③